

(1) 授業科目の履修について（昼間コース）

1. 教育課程について

法学部の教育目標は、リーガル・マインド（法的な思考力）の涵養にあります。教育目標の趣旨については、2ページ「法学部における教育の理念」を参照してください。

昼間コースの教育課程は、4年一貫教育であり、教養教育科目及び専門教育科目により編成し、次のような科目区分と理念に基づいています。

法学部法学科（昼間コース）の教育課程

科目区分		理 念
教 養 教 育 科 目	ガイダンス科目	大学で学習するための基礎的能力を身につける。
	主題科目	複数の主題に沿って、知及び人間の存在に関わる基本的な問題を総合的に学習する。
	個別科目	個別の学問分野の基礎的知識や技能を、非専門の一般化した観点から学ぶ。
	外国語科目	国際化している社会の多方面で対応しうる外国語の運用力を高める。
専 門 教 育 科 目	専門基礎科目	法学・政治学に関する専門能力の基礎を培い、応用力を身につけ、行政、企業など社会の各分野において活躍できるようにするとともに、大学院に進学してさらに専門分野を深く勉学するための基礎的能力を身につける。
	専門科目	

2. 卒業資格について

(1) 通常の卒業（4年間在学）

卒 業 資 格	備 考
次ページ（3）に示す昼間コース卒業資格単位数を満たすこと。	法学部規程第25条 66ページ掲載
最終年次には、専門教育科目を2単位以上修得すること。	法学部規程別表第3 72ページ掲載

※修業年限以上在学し、前期末（9月）までに卒業資格単位数を満たした場合には、前期末（9月）卒業となります。

(2) 早期卒業（3年間在学）

特に成績が優秀である場合には、一定の要件の下で3年間で卒業することができます。

早期卒業資格	備 考
早期卒業認定基準を満たすこと。	詳細は、「岡山大学法学部早期卒業の認定について」を参照すること。 12ページ掲載
上記（1）の卒業資格を満たすこと。	

(3) 卒業資格単位数

昼間コースの卒業資格単位数

科目区分		卒業資格単位数		
教養教育 科目	ガイダンス科目 (2単位まで卒業資格単位として認める。)			
	主題科目	現代の課題	4つの主題グループのうちから3つ以上を選択し、それぞれ1授業科目2単位以上、合計6単位選択必修	
		人間と社会		
		健やかに生きる		
		自然と技術		
	個別科目	人文・社会科学	32単位選択	
		自然科学		
		生命・保健科学	するスポーツ演習、みるスポーツ演習、支えるスポーツ演習は2単位まで卒業資格単位として認める。	
		情報科学 (2単位まで卒業資格単位として認める。)		
	外国語科目 (16単位まで卒業資格単位として認める。)	英語	総合英語1 1単位必修 総合英語2 1単位必修 総合英語3 1単位必修 総合英語4 1単位必修 総合英語5 プレ上級英語 上級英語 英語特別演習1 英語特別演習2	4単位 選択 必修
ドイツ語 フランス語 中国語 韓国語 ロシア語 スペイン語 イタリア語				
日本語 (留学生用科目)		英語必修8単位に代替できる。		
計		32単位		
専門教育 科目 (最終年次には専門教育科目を2単位以上修得)	専門基礎科目	講義	92単位	
	専門科目	講義		
		演習 (16単位まで卒業資格単位として認める。)		演習Ⅱ 4単位 必修
		実習		
	経済学部開設の専門科目 (演習を除く。)及び文学部開設の専門科目(他学部学生の履修可とされた科目に限る。) (20単位まで卒業資格単位として認める。)			
計		92単位		
卒業資格単位数の合計		124単位		

備考

- 1 教育職員免許状取得希望者が、教育学部開講の教職に関する科目について単位を修得する場合、他学部学生の履修可とされる科目に限り履修を認めるが、卒業資格単位としては認めない。
- 2 他学部開設の専門教育科目には、教養教育科目として取り扱われる科目がある。

3. 履修制限について

履 修 制 限		備 考
1	<p>履修登録できる単位数の上限は、1年間44単位です。</p> <p>ただし、成績優秀な学生（当該年度の修得単位数（卒業資格単位）が38単位以上で、修得した科目（卒業資格単位となる科目）の平均点が80点以上の場合）は、次年度に登録できる単位数の上限を1年間50単位とします。</p> <p>また、卒業資格単位に含まれない授業科目、集中講義の形態で開講される授業科目は、単位の上限には含みません。</p>	<p>「履修科目の登録単位数の上限設定等」を参照してください。</p> <p>11ページ掲載</p>
2	<p>ガイダンス科目（法政基礎演習）は、第2年次以上の履修は認められません。</p> <p>専門科目（法解釈の基礎Ⅰ、法解釈の基礎Ⅱ）は、第2年次以上の履修は認められません。</p> <p>専門科目（法解釈の基礎Ⅲ、法解釈の基礎Ⅳ）は、第3年次以上の履修は認められません。</p>	
3	<p>第1年次・第2年次配当の専門教育科目を20単位以上修得しなければ、第3年次・第4年次配当の専門教育科目を履修することはできません。</p> <p>なお、第1年次・第2年次の間に学則第32条の規定により留学する場合は、第1年次・第2年次配当の専門教育科目を14単位以上（留学期間が学期1期分に相当する場合）、または8単位以上（留学期間が学期2期分に相当する場合）修得しなければ、第3年次・第4年次配当の専門教育科目を履修することはできません。</p>	<p>法学部規程第24条 65ページ掲載</p> <p>「専門教育科目（第3年次・第4年次配当）の履修資格について」を参照してください。</p> <p>11ページ掲載</p>
4	<p>演習Ⅰa、演習Ⅰb（第2年次配当科目）及び演習Ⅱ（第3・4年次配当科目）は、少人数制で行うため希望の演習を履修できないことがあります。</p> <p>また、演習Ⅰa、演習Ⅰbは第2年次生のみ履修できます。</p> <p>なお、履修方法等詳細については、掲示により通知します。</p>	
5	<p>法適用演習（基礎）Ⅰ、法適用演習（基礎）Ⅱ、法適用演習（応用）Ⅰ、法適用演習（応用）Ⅱは、司法コースの履修許可を受けた者のみ履修できます。</p>	<p>法学部規程第10条 63ページ掲載</p> <p>「司法コース履修細則」を参照してください。</p> <p>13ページ掲載</p>

4. 法学部屋間コースにおける教養・専門教育科目履修時の留意事項

1) 法学部屋間コースにおける法学・政治学教育の理念

法学部屋間コースにおける教育は、社会生活を営み職業人として活動する上で必要な視野の広さと法学・政治学的素養を身につけることを目的としています。そして、そうした基本的な目的を前提とした上で、各自が、自分の目的や将来の方向性に沿った学習を体系的にできるように、第2年次以降2つの系列が設置されています。

2) 系列の意義

法学部屋間コースでは、現代市民法系列と公共政策系列を設置しています。第一の現代市民法系列は、主として、法律学を学びながら、法科大学院進学や、隣接法律専門職（司法書士、税理士など）、一般企業などへの就職を目標とする学生を対象にしています。第二の公共政策系列は、主として公法や政治

学を中心に学びながら、公務員、一般企業、ジャーナリズムなどへの就職や大学院進学を目標とする学生を対象にしています。

第1年次においては系列の区別はなく、専門教育科目は全て系列共通科目です。第2年次には、自分の目的や方向性を考えた上で、自分がいずれの系列に属するかを選択してください。それに基づいて、系列共通科目以外の講義科目は、自分の選択した系列の科目を中心として履修計画を立て、特に、第2年次演習（演習Ⅰa、演習Ⅰb）ないし第3・4年次演習（演習Ⅱ）の選択の際には、その系列の中から希望の演習を選んでください。

ただし、系列の異なる科目、演習を履修することも可能であり、卒業資格単位には系列の制限はありません。また、法学部の専門科目以外に、経済学部と文学部の専門科目を合わせて20単位まで卒業資格単位として履修することができます。

3) 登録単位数の上限制（1年間44単位）について

法学部昼間コースでは、平成16年度より、履修科目として登録できる単位数を制限しており、履修登録の上限を1年間44単位とする、いわゆる「上限制」を導入しています（平成19年度以前の入学者は1年間40単位）。この上限制には、教養教育科目も含まれます。

上限制の目的は、法学部生に、その進路や目的に見合った基本的な科目を精選して受講してもらい、それらの科目をしっかりと学んでもらうことです。この上限制導入にともない、法学部の専門教育科目の多くにおいて、学生に予習・復習をしっかりとしてもらい、期末試験のみならず、学期中の小テストやレポートなども最終評価の対象とすることとなっています。つまり、1つの科目の学習に必要な時間が、これまでよりもはるかに多くなっているのです。

従って、履修登録した科目についてしっかりと学び、そして確実に単位を修得するよう心がけると共に、上限制による「空きコマ」は、予習・復習の時間として有効に利用することが望めます。

なお、成績優秀者（11ページ「履修科目の登録単位数の上限設定等」参照）には、上限制の例外が認められ、次年度の履修登録単位数の上限を50単位とすることができます。

4) 教養教育科目の履修方法

第1・2年次における教養教育科目については、以下の事項に留意して履修してください。なお、履修計画を立てる時は、『教養教育科目履修の手引・授業時間表』と『教養教育科目シラバス』を必ず参照してください。

(1) 教養教育科目は4年間のうちに履修することとされていますが、主に第1・2年次において確実に修得することが奨励されます。

(2) 法政基礎演習（2単位）及び情報処理入門（2単位）は、第1年次に履修してください。必修科目ではありませんが、全員の履修が望まれます。

(3) 経済社会のグローバル化が一層進展する中で、法律専門職などどのような職業に就く場合でも、外国語の能力、特に国際コミュニケーションにおいて広く使用される英語の能力が求められます。このため、外国語は、英語必修8単位（「総合英語1」1単位必修、「総合英語2」1単位必修、「総合英語3」1単位必修、「総合英語4」1単位必修、その他の英語科目4単位選択必修）を含む16単位履修することが奨励されます。

また、外国語の外部検定試験で一定の成績を修めると、外国語の単位として認定されます（26ページ「外部検定試験の学修成果に係る単位認定について（申合せ）」参照）。特に英語の検定試験は、就職試験、法科大学院入学試験等でも考慮される場合が多くなっているため、受験が奨励されます。また、法学部においても、外国語の外部検定試験で一定の成績を修めると、演習の履修者を決定する際に使用する成績に加算されることとなっています。

(4) 第1年次においては、法政基礎演習（2単位）、情報処理入門（2単位）、「総合英語1」～「総合英語4」の4単位を含む外国語（8単位）に加えて、前・後期合わせて6科目（12単位）程度の主題・個別科目を履修することが望まれます。

(5) 第2年次においては、「総合英語1」～「総合英語4」の4単位以外の英語科目4単位を含む外国語（8単位）に加えて、卒業資格単位数（教養教育科目計32単位）を満たすよう、主題・個別

科目を履修することが望まれます。

5) 第1・2年次専門教育科目の履修方法

第1・2年次における専門教育科目については、以下の事項に留意して履修してください。その際、『法政基礎演習共通テキスト』に掲載されている「履修モデル」及び「専門分野の学び方」と『法学部専門教育科目授業時間割』を必ず参照してください。

なお、第1・2年次配当の専門教育科目を20単位以上修得しなければ第3・4年次配当の専門教育科目を履修することができないので、注意してください。(第1・2年次に留学する場合は修得しなければならない単位は異なります。)

- (1) 第1年次に配当されている専門教育科目「共通講義」については、法学部生全員が履修することが望まれます。これらの科目は、系列や進路に関わりなく法学部生として最低限知っておくべき、憲法、民法、国際関係法及び政治学の分野からバランス良く開講されています。また、第2年次に開講される演習Ⅰa、演習Ⅰbを選択する上でも参考になります。
- (2) 第2年次演習(演習Ⅰa、演習Ⅰb)(各2単位)については、自分が属したい系列に沿って選択してください。特に、希望者が多い演習については、1年次の成績等を基にして選抜されますので、注意してください。なお、演習Ⅰa、演習Ⅰbは必修ではありません。
- (3) 第2年次専門教育科目「共通講義」も、系列や進路に関わりなく履修が望まれます。
- (4) 第2年次に履修できる各系列に属する専門教育科目の中から、どの科目を優先的に、また、どのような順番で履修すべきかについては、『法政基礎演習共通テキスト』に掲載されている「履修モデル」及び「専門分野の学び方」も参考にしながら決定してください。アドバイスが欲しい場合は、演習の先生などに相談してください。
- (5) 専門教育科目には、隔年開講科目があります(『法政基礎演習共通テキスト』に掲載されている「履修モデル」参照)。通常、それらは、ある年度に開講されると翌年度に開講されないこともあるので、そのことを念頭において履修計画を立ててください。

6) 第3・4年次専門教育科目の履修方法

第3・4年次における専門教育科目については、以下の事項に留意して履修してください。その際、『法政基礎演習共通テキスト』に掲載されている「履修モデル」及び「専門分野の学び方」と『法学部専門教育科目授業時間割』を必ず参照してください。

なお、最終年次には、卒業資格に含まれる専門教育科目を2単位以上修得しなければなりませんので、注意してください。

- (1) 第3・4年次演習(演習Ⅱ)(4単位)については、自分が属したい系列に沿って選択してください。演習Ⅱについては、前年度の12月頃に演習説明会を開催する予定ですので、これも参考にしてください。特に、希望者が多い演習については、所定の基準及び手続(別途掲示予定)により選抜されますので、注意してください。また、演習Ⅱは専門教育科目の中の唯一の必修科目です。必ず履修してください。
- (2) 第3年次に開講される専門教育科目については、『法政基礎演習共通テキスト』に掲載されている「履修モデル」及び「専門分野の学び方」も参考にしながら履修してください。開講科目の中から、どの科目を優先的に、また、どのような順番で履修すべきかについては、各自の具体的な進路にもよりますので、演習の先生などに相談してください。
- (3) 第4年次においては、卒業資格単位数(専門教育科目92単位)を確実に満たすように履修してください。

5. 履修登録について

履 修 登 録	
登録期間	履修登録は、前期（通年科目も含む。）、前期集中講義及び後期（後期集中講義も含む。）に分けられ、それぞれについて、登録期間が定められていますので、期限を厳守して登録をしてください。 なお、年度途中で新たに開講されることになった授業科目については、別途掲示によりお知らせしますので、その掲示内容に従って履修登録をしてください。
登録方法	履修登録は、学内のパソコンで各自Web入力によって行います。 *URL・・・ http://kym.adm.okayama-u.ac.jp/index.html *入学時配布のパスワード通知書（ハガキ）が必要。
登録確認	履修登録におけるエラーの確認も期間中にWebで行います。エラーの確認は入力した翌日以降に必ず行ってください。確認を怠り、訂正しなかったためにエラーが表示されている科目については、履修は認められません。

注 意 事 項	
1	同一授業時限に開講される複数の授業科目を重複して履修することはできません。
2	同一名の授業科目を重複して履修することはできません。（当該学期に単位未修得となった授業科目を、翌期以降に改めて履修する場合を除きます。）
3	既に単位を修得している授業科目と同一名の授業科目を履修することはできません。
4	上記2，3にかかわらず、次の科目は、同一名の授業科目であっても履修できます。 *教養教育科目 一部の外国語科目 詳細は「教養教育科目履修の手引・授業時間表」を参照してください。 *専門教育科目 演習Ⅱ（第3・4年次配当科目） 外国書講読（第3・4年次配当科目） *他学部開講の一部の専門教育科目 詳細は開講される学部の時間割・シラバス等で確認してください。

6. 履修取り消しについて

履 修 取 消	
取消期間	履修取消は、前期（通年科目も含む。）、後期及び集中講義に分けられ、それぞれについて、取消期間が定められていますので、期限を厳守して手続きしてください。
取消方法	別途掲示によりお知らせします。
取消確認	

7. 試験について

試験について	
1	期末試験は、毎年の授業計画に従って、授業時間割とは別に試験日程表が発表されますので、それに従って受験しなければなりません。試験は通常、その授業を行った学期の終わりに行います。その他、授業計画（シラバス）等により中間試験等が行われる場合があります。
2	期末試験の日時及び注意事項等については、掲示により通知します。
3	履修登録をしていない授業科目については、試験を受けることはできません。
4	試験にあたっては、36ページの「受験心得」を熟読してください。

8. 成績の評価について

法学部における成績の評価は、「A+」、「A」、「B」、「C」、「認定」及び「F」の評語で表示され、「A+」、「A」、「B」、「C」及び「認定」が単位修得、「F」が単位未修得となります。

学生へは、上記評語で表示した上、「A+」、「A」、「B」、「C」、「認定」及び「F」については、併せてGP及び評点も通知します。

評価基準は、次のとおりです。

評語	GP	評点
A+	4	100点～90点
A	3	89点～80点
B	2	79点～70点
C	1	69点～60点
F	0	59点以下

各科目の成績評価基準は、授業ごとにシラバスに明記しています。（25ページ「岡山大学法学部成績評価基準」参照）

9. 留学、他大学等において修得した単位の認定等について

1) 留学に伴う取扱いについて

岡山大学交換留学プログラム（EPOK）など、本学との交流協定に基づき外国の大学に留学した場合には、留学先大学での修得単位は、60単位を限度として本学部の修得単位として認定されます。

2) 大学における既修得単位の認定について（34ページ「既修得単位等の認定に関する内規」参照）

本学に入学する前に大学において修得した次の単位は、本学部の修得単位として認定されます。

- (1) 他大学又は短期大学（外国の大学・短期大学を含む。）において修得した単位
- (2) 科目等履修生として修得した単位

3) 外部検定試験等による単位認定について

（26ページ「外部検定試験の学修成果に係る単位認定について（申合せ）」参照）

英語、ドイツ語、フランス語、中国語、韓国語、スペイン語及びイタリア語については、別に定める検定試験において一定の成績を修めた場合、外国語の単位として認定されます。

10. 外国人留学生のための授業科目について

外国人留学生のための授業科目を次のとおり開講します。

専門教育科目		授業開講学部
日本法政事情Ⅰ	日本法政事情Ⅱ	法 学 部
日本経済事情ⅠA 日本経済事情ⅡA	日本経済事情ⅠB 日本経済事情ⅡB	経済学部

(2) 岡山大学法学部履修科目の登録単位数の上限設定等

平成15年12月17日教授会承認

平成19年12月19日教授会改正

平成22年 6月23日教授会改正

1 履修科目の登録単位数の上限設定について

① 平成16年度から平成19年度入学者

履修科目として登録できる単位数の上限は、下記科目を除き、1年間40単位とする。

記

- ア 卒業資格単位数に含まれない科目
- イ 集中講義の形態で開講される科目
- ウ 就業体験実習

② 平成20年度以降入学者

履修科目として登録できる単位数の上限は、下記科目を除き、1年間44単位とする。

記

- ア 卒業資格単位数に含まれない科目
- イ 集中講義の形態で開講される科目
- ウ 就業体験実習

2 履修科目の登録単位数の上限を超えて登録できる場合の取扱いについて

当該年度の履修修得単位数（卒業資格単位）が38単位以上で、修得した科目（卒業資格単位となる科目）の平均点が80点以上の場合は、次年度の履修登録単位数の上限を、1年間50単位とする。

ただし、修得単位の評価に認定及び修了がある場合は、当該単位を平均点の算出の対象から除くものとする。

(3) 専門教育科目（第3年次・第4年次配当）の履修資格について

平成25年2月20日教授会決定

法学部規程（平成16年岡大法規程第1号）第24条第2項の別に定める単位は、留学期間に応じ以下の単位とする。

1. 留学期間が本学の学期1期分に相当する期間の場合は、14単位
2. 留学期間が本学の学期2期分もしくはそれ以上に相当する期間の場合は、8単位

(4) 岡山大学法学部早期卒業の認定について

平成15年12月17日教授会承認

平成23年12月21日教授会改正

1 早期卒業の意思確認

早期卒業を希望する者は、第2年次終了時又は第3年次前期終了時に早期卒業希望届を提出するものとする。

2 早期卒業候補者認定基準

第2年次終了時における早期卒業希望者のうち、次の認定基準を満たした者について、早期卒業候補者(以下、「候補者」という。)と認定し、第3年次前期に第4年次配当科目の履修を許可する。

(候補者認定基準)

第2年次終了時まで卒業資格単位数のうち80単位以上修得し、修得した科目の平均点が85点以上であること。

ただし、修得単位の評価に認定及び修了がある場合は、当該単位を平均点算出の対象から除くものとする(以下の基準においても同様する。)

3 早期卒業予定者認定基準

候補者及び第3年次前期終了時における早期卒業希望者のうち、次の基準を満たした者について、早期卒業予定者(以下「予定者」という。)と認定し、第3年次後期に第4年次配当科目の履修を許可する。

(予定者認定基準)

第3年次前期終了時まで卒業資格単位数のうち104単位以上修得し、修得した科目の平均点が85点以上であること。

4 早期卒業の認定

予定者のうち、第3年次終了時において、卒業資格単位を修得し、修得した科目の平均点が85点以上の者について、早期卒業の意思確認を行った上、教授会の議を経て、学長に対し早期卒業の申請を行うこととする。

5 この認定基準は、平成16年度入学者から適用する。

(5) 岡山大学法学部司法コース履修細則

平成23年12月21日教授会承認

平成24年12月19日教授会改正

平成25年12月18日教授会改正

(趣旨)

第1条 この細則は、岡山大学法学部規程（平成16年岡大法規程第1号）第10条第3項の規定に基づき、岡山大学法学部司法コース（以下「コース」という。）の履修について、必要な事項を定めるものとする。

(受入時期)

第2条 コースの受入れ時期は、第3年次の始めとする。

(受入定員)

第3条 コースの受入定員は、原則30名とする。

(履修資格)

第4条 コースを履修できる者は、第2年次終了時まで、別表に定める専門教育科目（以下「コース科目」という。）を24単位以上修得した者とする。

(履修手続)

第5条 コース履修を希望する者は、別途指定する期日までに、学部長に所定の様式による願書を提出しなければならない。

(選考及び許可)

第6条 コース履修者の選考は、法学部教務委員会において、第4条に定める専門教育科目の成績を基に行い、法学部教授会の議を経て、学部長が許可する。

(修了認定)

第7条 コース履修者のうち、卒業の要件を満たし、コース科目を42単位以上修得した者について、法学部教授会の議を経て、コース修了を認定するものとする。

(修了証書)

第8条 コース修了者には、別紙の修了証書を授与するものとする。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度入学者から適用する。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この細則は、平成26年4月1日から施行する。

2 平成25年度以前の入学生については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別 表

司法コースの履修資格・修了資格単位数

(平成26年度以降入学生に適用)

科目区分	授業科目	単位	コース履修資格単位数	コース修了資格単位数	履修年次	
選択科目	専門科目	法解釈の基礎Ⅰ	2	24単位以上	32単位以上	1年次
		法解釈の基礎Ⅱ	2			
		憲法Ⅰ	2			
		民法総則・物権総論	4			
		法解釈の基礎Ⅲ	2			
	法解釈の基礎Ⅳ	2				
	専門基礎科目	行政法Ⅰ	2			
		刑法総論Ⅰ	2			
	専門科目	憲法ⅡA	2			
		憲法ⅡB	2			
		行政法Ⅱ	2			
		契約法	2			
		債権総論・担保物権法	4			
		不法行為法	2			
		会社法Ⅰ	2			
		会社法Ⅱ	2			
		刑法総論Ⅱ	2			
		行政法Ⅲ	2			
		行政法Ⅳ	2			
		親族法	2			
相続法		2				
企業法総論	2					
企業取引法	2					
民事訴訟法	4					
刑法各論Ⅰ	2					
刑法各論Ⅱ	2					
刑事訴訟法Ⅰ	2					
刑事訴訟法Ⅱ	2					
必修科目	法適用演習(基礎)Ⅰ	2	6単位以上	3年次		
	法適用演習(基礎)Ⅱ	2				
	法適用演習(応用)Ⅰ	2		4年次		
	法適用演習(応用)Ⅱ	2				
演習Ⅱ	4	4単位	3・4年次			
合 計			24単位以上	42単位以上		

- 注) 1 本コースの受入年次は3年次です。
 2 受入定員は原則30名です。
 3 コースを履修するには、2年次終了時点で「コース履修資格単位数」を満たすこと。
 4 コース修了は、卒業時点で「コース修了資格単位数」を満たすこと。

別 紙 (省 略)

(1) 授業科目の履修について（夜間主コース）

1. 教育課程について

法学部の教育目標は、リーガル・マインド（法的な思考力）の涵養にあります。教育目標の趣旨については、2ページ「法学部における教育の理念」を参照してください。

夜間主コースの教育課程は、4年一貫教育であり、教養教育科目及び専門教育科目により編成し、次のような科目区分と理念に基づいています。

法学部法学科（夜間主コース）の教育課程

科目区分		理 念
教 養 教 育 科 目	ガイダンス科目	大学で学習するための基礎的能力を身につける。
	主題科目	複数の主題に沿って、知及び人間の存在に関わる基本的な問題を総合的に学習する。
	個別科目	個別の学問分野の基礎的知識や技能を、非専門の一般化した観点から学ぶ。
	外国語科目	国際化している社会の多方面で対応しうる外国語の運用力を高める。
専 門 教 育 科 目	専門基礎科目	法学・政治学に関する専門能力の基礎を培い、応用力を身につけ、行政、企業など社会の各分野において活躍できるようにするとともに、大学院に進学してさらに専門分野を深く勉学するための基礎的能力を身につける。
	専門科目	

2. 卒業資格について

卒 業 資 格	備 考
次ページに示す夜間主コース卒業資格単位数を修得すること。	法学部規程第25条 66ページ掲載
最終年次には、専門教育科目を2単位以上修得すること。	法学部規程別表第6 75ページ掲載

※修業年限以上在学し、前期末（9月）までに卒業資格単位数を満たした場合には、前期末（9月）卒業となります。

夜間主コースの卒業資格単位数

科目区分		卒業資格単位数	
教養教育 科目 (本学部昼間 コース開設の 教養教育科目 を10単位まで 卒業資格単位 として認める。)	ガイダンス科目 (2単位まで卒業資格単位として認める。)		
	主題科目	現代の課題	
		人間と社会	
		健やかに生きる	
		自然と技術	
	個別科目	人文・社会科学	
自然科学			
生命・保健科学		するスポーツ演習，みるスポーツ演習，支えるスポーツ演習は2単位まで卒業資格単位として認める。	
情報科学 (2単位まで卒業資格単位として認める。)			
外国語科目 (16単位まで卒業資格単位として認める。)	英語 ドイツ語 フランス語 中国語 韓国語 ロシア語 スペイン語 イタリア語	8単位選択必修	
計		32単位	
専門教育 科目 (最終年次には専門教育科目を2単位以上修得)	専門基礎科目	講義	
	専門科目	講義	
		演習 (12単位まで卒業資格単位として認める。)	
		実習	
	専門基礎科目	本学部昼間コース開設の専門基礎科目	30単位まで卒業資格単位として認める。 ただし、経済学部昼間コース開設の専門科目は10単位を限度とする。
	専門科目	本学部昼間コース及び経済学部昼間コース開設の専門科目 (演習を除く。)	
経済学部夜間主コース開設の専門科目 (演習を除く。) (20単位まで卒業資格単位として認める。)			
計		92単位	
卒業資格単位数の合計		124単位	

備考

- 1 外国語科目(英語)「基礎英語」は、卒業資格単位としては認めない。
- 2 教育職員免許状取得希望者が、文学部開講の教科に関する科目ならびに教育学部開講の教職に関する科目について単位を修得する場合、他学部学生の履修可とされる科目に限り履修を認めるが、卒業資格単位としては認めない。
- 3 経済学部夜間主コース開設の専門教育科目には、教養教育科目として取り扱われる科目がある。

3. 履修制限について

履 修 制 限		備 考
1	ガイダンス科目（法政基礎演習）は、第2年次以上の履修は認められません。	
2	演習 I a, 演習 I b は、第2年次生のみ履修できます。	

4. 法学部夜間主コースにおける教養・専門教育科目履修時の留意事項

1) 法学部夜間主コースにおける法学・政治学教育の理念

法学部夜間主コースにおける教育は、社会生活を営み職業人として活動する上で必要な視野の広さと法学・政治学的素養を身につけることを目的としています。そして、そうした基本的な目的を前提とした上で、各自がもっている勉学目的や社会生活・職業生活の中で直面する課題への対処に適合した教育を行うこととしています。

2) 教養教育科目の履修方法

教養教育科目については、以下の事項に留意して履修してください。履修計画を立てる時は、『教養教育科目履修の手引』、『法学部・経済学部夜間主コース・シラバス』及び『授業時間割』を必ず参照してください。

また、昼間開講の教養教育科目については、『教養教育科目履修の手引・授業時間表』と『教養教育科目シラバス』を参照してください。

- (1) 教養教育科目は、4年間のうちに履修することとされていますが、主に第1・2年次において確実に修得することが奨励されます。
- (2) 法政基礎演習（2単位）及び情報処理入門（2単位）は、第1年次に履修してください。必修科目ではありませんが、全員の履修が望まれます。
- (3) 経済社会のグローバル化が一層進展する中で、法律専門職などのような職業に就く場合でも、外国語の能力、特に国際コミュニケーションにおいて広く使用される英語の能力が求められます。このため、外国語は12～16単位履修し、そのうち英語を8単位以上履修することが奨励されます。特に、「英語（ネイティブ）」は、英語コミュニケーション能力を身に付けるものです。必修科目ではありませんが、全員の履修が望まれます。
また、外国語の外部検定試験で一定の成績を修めると、外国語の単位として認定されます（26ページ「外部検定試験の学修成果に係る単位認定について（申合せ）」参照）。特に英語の検定試験は、就職試験、法科大学院入学試験等でも考慮される場合が多くなっているため、受験が奨励されます。
- (4) 第1年次においては、法政基礎演習（2単位）、情報処理入門（2単位）、英語2科目を含む外国語（8単位）に加えて、前・後期合わせて4科目（8単位）程度の主題・個別科目を履修することが望まれます。この場合、第1年次の教養教育科目は20単位の修得が可能となります。
- (5) 第2年次においては、英語2科目を含む外国語（4～8単位）に加えて、卒業資格単位数（教養教育科目計32単位）を満たすよう、主題・個別科目を履修することが望まれます。
- (6) 昼間開講の教養教育科目は、10単位まで卒業資格単位とすることができます。
ただし、昼間開講の教養教育科目のうち次の科目は履修できません。
 - ①法学部の昼間コース学生が履修できない科目
 - ②ガイダンス科目 法政基礎演習
 - ③個別科目 情報処理入門（情報機器の操作を含む）
 - ④外国語科目 英語（ネイティブ）、英語（オラコン）、英語（作文・文法）、英語（読解）、英語（検定）、総合英語1、総合英語2、総合英語3、総合英語4、総合英語5、ドイツ語、フランス語、中国語

その他、既修得単位科目の履修制限などがありますので、8ページの**5. 履修登録についての留意事項**をよく確認してください。

3) 専門教育科目の履修方法

専門教育科目については、以下の事項に留意して履修してください。その際、『法学部夜間主コース・シラバス』と『授業時間割』を必ず参照してください。

専門教育科目については、法学部昼間コースに開設する専門教育科目（演習を除く。）及び経済学部昼間コースに開設する専門科目（演習を除く。）を30単位まで（うち経済学部の科目は10単位まで）卒業資格単位とすることができます。昼間のみ開講される科目もあるので、時間的に可能な場合は履修してください。

履修できる単位数の上限は、夜間主コースにはありませんが、1年間に履修する単位数は44単位を超えない範囲にして、各科目の予習・復習を十分行うようにしてください。

- (1) 夜間に開講される第1年次配当の専門教育科目については、法学部生は共通に履修することが望まれます。これらの科目は、進路に関わりなく法学部生として最低限知っておくべき、憲法、民法、政治学等の分野から開講されます。
- (2) 第2年次演習（演習Ⅰa，演習Ⅰb）（2単位）は、必修ではありません。
- (3) 第3・4年次演習（演習Ⅱ）（2単位）は、第2年次に修得した演習Ⅰa，演習Ⅰbと同分野の科目を履修する必要はありません。また、演習Ⅱは必修ではありません。
- (4) 第4年次においては、卒業資格単位数（専門教育科目92単位）を確実に満たすように履修してください。
- (5) 開講科目の中から、どの科目を優先的に、また、どのような順番で履修すべきかについては、『法政基礎演習共通テキスト』に掲載されている「履修モデル」及び「専門分野の学び方」を参考にしながら決定してください。アドバイスが欲しい場合は、演習の先生などに相談してください。
- (6) 専門教育科目には、隔年開講科目があります（『法政基礎演習共通テキスト』に掲載されている「履修モデル」参照）。通常、それらは、ある年度に開講されると翌年度に開講されないこともあるので、そのことを念頭において履修計画を立ててください。

5. 履修登録について

履 修 登 録	
登録期間	履修登録は、前期（通年科目も含む。）、前期集中講義及び後期（後期集中講義も含む。）に分けられ、それぞれについて、登録期間が定められていますので、期限を厳守して登録をしてください。 なお、年度途中で新たに開講されることになった授業科目については、別途掲示により通知しますので、その掲示内容に従って履修登録をしてください。
登録方法	履修登録は、学内のパソコンで各自Web入力によって行います。 *URL・・・ http://kym.adm.okayama-u.ac.jp/index.html *入学時配布のパスワード通知書（ハガキ）が必要。
登録確認	履修登録におけるエラーの確認も期間中にWebで行います。エラーの確認は、入力した翌日以降に、必ず行ってください。確認を怠り、訂正しなかったためにエラーが表示されている科目については、履修は認められません。

注 意 事 項	
1	同一授業時限に開講される複数の授業科目を重複して履修することはできません。
2	同一名の授業科目を重複して履修することはできません。(当該学期に単位未修得となった授業科目を、翌期以降に改めて履修する場合を除きます。)
3	既に単位を修得している授業科目と同一名の授業科目を履修することはできません。
4	上記2, 3にかかわらず、次の科目は、同一名の授業科目であっても履修できます。 *教養教育科目 一部の外国語科目 詳細は「教養教育科目履修の手引き」を参照してください。 *専門教育科目 演習Ⅱ(第3・4年次配当科目) 外国書講読(第3・4年次配当科目)

6. 履修取り消しについて

履 修 取 消	
取消 期間	履修取消は、前期(通年科目も含む。)、後期及び集中講義に分けられ、それぞれについて、取消期間が定められていますので、期限を厳守して手続きしてください。
取消 方法	別途掲示によりお知らせします。
取消 確認	

7. 試験について

試 験 に つ い て	
1	期末試験は、毎年の授業計画に従って、授業時間割とは別に試験日程表が発表されますので、それに従って受験しなければなりません。試験は通常、その授業を行った学期の終わりに行います。その他、授業計画(シラバス)等により中間試験等が行われる場合があります。
2	期末試験の日時及び注意事項等については、掲示により通知します。
3	履修登録をしていない授業科目については、試験を受けることはできません。
4	試験にあたっては、36ページの「受験心得」を熟読してください。

8. 成績の評価について

法学部における成績の評価は、「A+」、「A」、「B」、「C」、「認定」及び「F」の評語で表示され、「A+」、「A」、「B」、「C」及び「認定」が単位修得、「F」が単位未修得となります。

学生へは、上記評語で表示した上、「A+」、「A」、「B」、「C」、「認定」及び「F」については、併せてG P及び評点も通知します。

評価基準は、次のとおりです。

評 語	G P	評 点
A+	4	100点～90点
A	3	89点～80点
B	2	79点～70点
C	1	69点～60点
F	0	59点以下

各科目の成績評価基準は、授業ごとにシラバスに明記しています。(25ページ「岡山大学法学部成績評価基準」参照)

9. 放送大学との単位互換について

(22ページ「放送大学との単位互換の実施に関する内規」参照)

放送大学の特別聴講学生として、授業科目の履修を希望する場合は、掲示でお知らせする所定の期日までに法学部教務担当へ出願票を提出し、所定の額の授業料を納入しなければなりません。

放送大学で修得した単位は、30単位を超えない範囲で卒業資格単位として認められます。

10. 留学、他大学等において修得した単位の認定等について

1) 留学に伴う取扱いについて

岡山大学交換留学プログラム(EPOK)など、本学との交流協定に基づき外国の大学に留学した場合には、留学先大学での修得単位は、60単位を限度として本学部の修得単位として認定されます。

2) 大学における既修得単位等の認定について (34ページ「既修得単位等の認定に関する内規」参照)

本学に入学する前に大学において修得した次の単位は、本学部の修得単位として認定されます。

- (1) 他大学又は短期大学(外国の大学・短期大学を含む。)において修得した単位
- (2) 科目等履修生として修得した単位

3) 外部検定試験等による単位認定について

(26ページ「外部検定試験の学修成果に係る単位認定について(申合せ)」参照)

英語、ドイツ語、フランス語、中国語、韓国語、スペイン語及びイタリア語については、別に定める検定試験において一定の成績を修めた場合、外国語の単位として認定されます。

11. 長期履修制度について

(24ページ「岡山大学法学部法学科(夜間主コース)長期履修に関する取扱い内規」参照)

職業を有している等の事情により、5年間で計画的に履修することを希望する場合には、1年次の2月末までに、法学部教務担当へ申請してください。これが認められると、4年分の授業料を5年間に分割して納入することになります。

なお、長期履修を許可された学生が、在学期間4年間もしくは4年半で、卒業資格単位数を修得した場合は、その時点で卒業となります。この場合、卒業時までには授業料の差額分を納入してもらうことになりますので、注意してください。

(2) 放送大学との単位互換の実施に関する内規

平成20年12月24日教授会決定

(趣旨)

第1条 この内規は、岡山大学法学部規程（平成16年岡大法第1号。以下「学部規程」という。）第20条または岡山大学法学部第二部規程（平成7年岡山大学法学部規程第4号。以下「第二部規程」という。）第10条の規定による放送大学との単位互換の実施に関し必要な事項を定める。

(授業科目の公示)

第2条 学生が履修可能な放送大学の授業科目は、前年度の12月に公示する。

(授業科目の履修)

第3条 学生が放送大学の授業科目を履修する場合は、所定の期日までに特別聴講学生出願票を提出しなければならない。

(特別聴講)

第4条 放送大学の特別聴講学生として授業科目の履修を希望する学生の出願（科目登録）、履修、単位修得等については、放送大学の定めるところによる。

(単位の認定)

第5条 放送大学の特別聴講学生として修得した単位は、学部規程第20条第3項または第二部規程第10条第3項の規定に基づき、別表第1に定める科目区分に応じて、卒業資格単位として認定する。ただし、この場合30単位を超えないものとする。

2 前項の規定により単位を認定された授業科目の成績評価の表示は、「認定」とする。また、科目名の前に「(放)」を表示し、他の修得科目と区分する。

附 則

1 この内規は、平成21年4月1日から施行する。

2 平成20年度の放送大学授業科目について、この内規の施行日以後に単位を認定する場合は、第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1

単位認定の科目区分等(第5条関係)

平成11年度～ 平成13年度入学者適用		平成14年度～ 平成15年度入学者適用		平成16年度～ 平成17年度入学者適用		平成18年度～ 平成19年度入学者適用		平成20年度以降入学者適用		放送大学の授業科目					
法学部第二部の科目区分		法学部第二部の科目区分		法学部夜間主コースの科目区分		法学部夜間主コースの科目区分		法学部夜間主コースの科目区分							
教 養 教 育 科 目	総合科目	主題科目	知の構造 自己と他者 文化と制度 いのち 国際化時代への展望 自然との共生	主題科目	知の構造 自己と他者 文化と制度 いのち 国際化時代への展望 自然との共生	主題科目	学問の世界 人間と社会 健やかに生きる 自然と技術	主題科目	現代の課題 人間と社会 健やかに生きる 自然と技術	基礎科目		共通 科目	主題科目		
	一般教養 科目	人文科学	人文科学	人文科学	人文・社会科学	人文・社会科学	基礎科目	一般科目(人文系)							
		社会科学	社会科学	社会科学	自然科学	自然科学	基礎科目	一般科目(社会系)							
		自然科学	自然科学	自然科学	生命・保健科学	生命・保健科学	基礎科目	一般科目(自然系)							
	健康・ス ポーツ科学	主題科目	いのち	いのち	基礎科目	「運動と健康」	共通 科目		外国語科目		英語				
	英語	英語	英語	英語	基礎科目										
外国語 科目	英語以外の 外国語	英語以外の外国語	英語以外の外国語	英語以外の外国語	英語以外の外国語	英語以外の外国語	英語以外の外国語	英語以外の外国語	英語以外の外国語	英語以外の外国語	英語以外の外国語	英語以外の外国語	英語以外の外国語		
専 門 教 育 科 目	法学部第二 部の 専門科目	専門教育科目	法学部第二部の 専門科目	専門教育科目	法学部夜間主コース の 専門科目	専門教育科目	法学部夜間主 コースの 専門科目	専門教育科目	法学部夜間主 コースの 専門科目	専 門 教 育 科 目	専 門 教 育 科 目	専 門 教 育 科 目	社会と産業コースのうち、 法学部夜間主コースが履 修を認めた法律学・政治 学関係科目		法学部夜間主コースが履 修を認めた法律学・政治学 関係科目
	経済学部第二 部の 専門科目	専門教育科目	経済学部第二部の 専門科目	専門教育科目	経済学部夜間主 コースの 専門科目	専門教育科目	経済学部夜間主 コースの 専門科目	専門教育科目	経済学部夜間主 コースの 専門科目				経済学部夜間主コースが履 修を認めた経済関係科 目		

(注) 岡山大学の「健康・スポーツ科学」の単位を履修した場合は、放送大学の「運動と健康」は履修できないものとする。

(3) 岡山大学法学部法学科(夜間主コース)長期履修に関する取扱い内規

平成15年11月19日教授会決定

平成16年 4月 1日教授会改正

平成23年 1月19日教授会改正

(趣旨)

第1条 この内規は、岡山大学法学部規程(平成16年4月1日岡大法規程第1号)第8条の規定に基づき、標準修業年限を超えて一定の期間にわたる計画的な教育課程の履修(以下「長期履修」という。)に関する取扱いについて、必要な事項を定める。

(申請資格)

第2条 長期履修を申請することができる者は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- 一 本学部夜間主コースに入学する者又は入学後1年未満の者
- 二 就業者(ただし、アルバイト・パート等の非常勤の被雇用者は除く。)

(長期履修期間及び最長在学年限)

第3条 長期履修の期間は、5年とする。ただし、第3年次編入学生については、3年とする。

2 最長在学年限は、岡山大学学則(平成16年4月1日岡大学則第2号)第5条に規定する年限とする。

(申請手続)

第4条 長期履修の申請手続は、入学する者にあつては各試験種別の入学手続期間までに、入学後1年未満の者にあつては入学年度の2月末日までに、次の各号に掲げる書類を学部長に提出するものとする

- 一 長期履修申請書(所定様式)
- 二 在職を証明するもの(任意様式)

(長期履修期間の変更)

第5条 長期履修期間を標準修業年限等へ短縮する場合は、各年次(4年次を除く)の2月末日までに、又は卒業資格を満たした学期の別途指定する日までに長期履修期間変更申請書(所定様式)を学部長に提出するものとする。

(審査及び許可)

第6条 前2条の申請に係る審査は、審査委員会において行い、教授会の議を経て、学部長が許可する。

(授業履修の指導)

第7条 指導教員は学生の長期履修期間に応じて授業履修が計画的に行われるよう必要な指導を行うものとする。

(その他)

第8条 この内規の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この内規は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年度入学者については、第4条の規定にかかわらず、学部長が指定した日までに学部長に書類を提出するものとする。

附 則

この内規は、平成23年2月1日から施行する。